

第6回

門真市自治基本条例

制定検討委員会

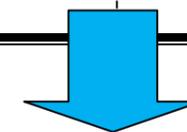
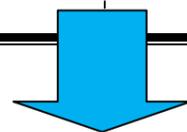
会議資料

平成24年1月13日(金)

教育委員会3階 第1会議室

○記載内容説明

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
<p>第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。特に、市民、議会、市役所が協働を中心とした協働によるまちづくりの基本原則を理解することが、まずは大前提でなければならないことを確認するものです。また、以下の各条項では、総合計画等の計画を有効に実施していくための自治の仕組みとして、現在何が課題であり、何を推進していくことが必要か、といった判断に基づいて、多くの市民が相互に議論し、策定したものです。</p> <p>なお、協働とは、まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。</p>	<p>第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。</p> <p>この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。</p>



平成23年9月6日 市民検討委員会提出の最終原案です。

条例制定検討委員会での検討を受けて事務局が作成した案です。

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

平成23年9月6日 提出原案

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

(前文)	(説明)	(前文)	(説明)
<p>門真市は、河内平野のほぼ中央に位置し、古くは仁徳天皇の堤事業、茨田堤（まんだのつつみ）により、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。北に淀川、東に生駒山を擁し、自然の恩恵を受け、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んで、西に広がる大阪のまちと連なり、自然とまちが一体となった故郷を形成しました。</p> <p>また、楠の大空に向かって高くそびえるその姿は門真市の将来を象徴するものとして市の木に選定されています。このような門真市の発展を支えてきたのは、脈々と続く門真市の自治の歴史が蓄積されてきたことにあります。既に中世には、低湿な池沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開発されたと考えられています。しかしながら、低湿地のため、雨が続きと水害により耕作できない状態となり、農民たちは生活に困窮していました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応えるしたたかな自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守った多くの義民を輩出してきました。このように、先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。</p> <p>昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として『門真市市民憲章』を制定し、人間の尊厳と住民の自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月にわが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあ</p>	<p>門真には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の自治の歴史のポイントについて触れました。</p> <p>ところで、現在（本条例制定当時）では、少子高齢化、生活形態の多様化等によって、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。</p> <p>そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。</p> <p>したがって、前文は、これから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例が門真市の自治の最高規範として尊重されていくことを宣言するものです。</p> <p>なお、門真市では昭和48年10月1日に『市</p>	<p>門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸が発見されるなど約3500年前から人々の暮らしが営まれた歴史あるまちです。また、先人たちは、低湿地、洪水などの自然と対峙し、段蔵やバツタリなどの創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開発され、近世には、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んになりました。このまちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、水防・水利組織を作り、共同体、村を形成し、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応えるしたたかな自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守った多くの義民を輩出してきました。また、平和憲法の制定や核兵器の廃絶に歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。</p> <p>昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として『門真市市民憲章』を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月に、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問われるようになってきまし</p>	<p>門真には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の自治の歴史のポイントについて触れました。</p> <p>ところで、現在（本条例制定当時）では、少子高齢化、生活形態の多様化等によって、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。</p> <p>そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。</p> <p>したがって、前文は、これから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例が門真市の自治の最高規範として尊重されていくことを宣言するものです。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

平成23年9月6日 提出原案

り方が一層問われるようになってきました。門真市では、平成13年に「門真市美しいまちづくり条例」を施行し、参画と協働の理念の具体化へと新たな一步を踏み出していきました。

一方で、産業構造や経済状況の変化は、社会状況を大きく変えつつあり、門真市内でも人間関係の疎遠化、所得等多様な格差等さまざまな解決すべき問題が発生しています。そこで、問題を打開し、誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安心安全なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とした市民力や地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民を起点とする自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等の計画がめざす姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。そこで、市民みんなが共有すべき自治の最高規範として、門真市自治基本条例を制定し、これをもって今私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

民憲章』が制定されています。この市民憲章の宣言を実質的なものにするためにも、この門真市自治基本条例は不可欠なものであります。

『門真市市民憲章』（1973年（昭和48年）10月1日制定）

わたくしたち門真市民は、恒久の平和を求め、自由と平等を愛し、伸びゆく門真市を支える市民であることに自覚と誇りをもちます。

そして、わたくしたちは、人間の尊厳と住民の自治を重んじ、互いの信頼と協力で結ばれた、明るく豊かな住みよいまちをつくるため、市民の総意でこの憲章を定めます。

1. わたくしたちは、美しい緑を愛し、公害や災害のない、健康で文化的な生活が営める清潔な環境をつくります。

1. わたくしたちは、若い力を育て、老人を敬愛し、心身障害者(児)をはげまし、互いに助け合って市民福祉をすすめます。

1. わたくしたちは、郷土の伝統を知り、文化財を守り、教養を高めて新しい文化をつくります。

1. わたくしたちは、働くことによるこびと誇りを持ち、希望にみちた健全な家庭をきずきます。

1. わたくしたちは、市政に深い関心を持ち、批判と協力を惜しまず積極的に参加します。

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

た。また、平成13年には「門真市美しいまちづくり条例」を施行し、参画と協働の理念の具体化へと新たな一步を踏み出しています。

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、少子高齢化は、社会状況を大きく変えつつあります。福祉や子育て・教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化、所得格差など様々な解決すべき問題も発生しています。そこで、問題を打開し、誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安心安全なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人一人は、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠が天空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民を起点とする自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、より一層、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等の計画がめざす姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。そこで、市民みんなが共有すべき自治の最高規範として、門真市自治基本条例を制定し、これをもって今私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
<p>第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。特に、市民、議会、市役所が協働を中心とした協働によるまちづくりの基本原則を理解することが、まずは大前提でなければならぬことを確認するものです。また、以下の各条項では、総合計画等の計画を有効に実施していくための自治の仕組みとして、現在何が課題であり、何を推進していくことが必要か、といった判断に基づいて、多くの市民が相互に議論し、策定したものです。</p> <p>なお、協働とは、まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。</p>	<p>第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。</p> <p>この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

平成23年9月6日 提出原案

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

(定義)	(説明)	(定義)	(説明)
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。</p> <p>(1) 市民 門真市の住民並びに門真市で働き、活動し、及び学ぶ人並びに市内に立地する事業者をいいます。</p> <p>(2) 議会 政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいいます。</p> <p>(3) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。又、これらの機関に所属する職員も含まれます。</p>	<p>本条例は、市民、議会、市役所のそれぞれの役割と相互の協働関係について、これからあるべき姿を提示するところにポイントがあります。したがって、本条ではこの三者について定義しました。</p> <p>本条例で使用する市民は、参政権を前提とした市民ではなく、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民のことをいいます。したがって、市民には、門真市に住所を有する住民のほか、協働によるまちづくりに大きく関係する人を含みます。また、通勤、通学する人も市民に含めるのは、多くの時間は門真市で生活しているわけであり、本条で定める市民としての認識を高めて欲しいという期待を込めています。</p> <p>ところで、市役所という表現については、本来であれば執行機関と表現すべきですが、日常的には市役所といわれていますので、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を採用します。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。</p> <p>(1) 市民 市内在住、在勤、在学する人及び市内で市民活動を行う人並びに事業所をいいます。</p> <p>(2) 事業所 市内で事業活動を行う法人をいいます。</p> <p>(3) 議会 政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいいます</p> <p>(4) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、事業所、市役所など多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かって果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力することをいいます。</p> <p>(6) 市民力 一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題解決に向けて考え、取り組む力のことをいいます。</p> <p>(7) 地域力 市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力のことをいいます。</p>	<p>本条例は、市民、議会、市役所それぞれの役割と協働関係について提示するものですので、条例で使用される用語をできるだけ明確に定義付けを行う必要があります。</p> <p>本条例における市民とは、参政権を前提とした市民ではなく、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民のことをいいますので、門真市に住所を有する住民のほか、通勤、通学する人、市内で市民活動を行う人、そして事業所も市民に含めています。特に、市内で事業活動を行う法人は、地域との関わりが一層求められているとともに、社会的責任を果たす役割を期待しているため、重ねて述べています。</p> <p>市役所という表現については、本来であれば市、行政または執行機関と表現すべきですが、日常的には市役所といわれていますので、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を使用しています。</p> <p>協働という言葉をよく耳にするようになりましたが、「共同」「協同」とよく混同されます。</p> <p>「共同」「協同」「協働」の三つとも「同じ目的のために複数の主体が協力する」という意味は共通ですが、『力の合わせ方』が異なります。</p> <p>「共同」は「共同作業」のように『一緒に作業すること』が強調されます。</p> <p>「協同」は「協同組合」のように目標達成への全体的な考えが一致するものが集まり、『必要な活動を分かち合う』意味を持ちます。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
			「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、『それぞれの思いや活動を尊重しながら、共通する目的に向けて力を合わせましょう』という意味になります。
第2章 自治の基本原則		第2章 自治の基本原則	
(基本理念)	(説明)	(基本理念)	(説明)
<p>第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力、地域力を高め、自ら生成し、発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>本条は、自律発展都市を門真市の目指すべき理念として掲げ、このために市民、議会、市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、自ら生成し、発展する持続可能な都市をいいます。</p>	<p>第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力、地域力を高め、自ら生成し、発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>本条は、自律発展都市の形成を門真市の目指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、自ら生成し、発展する持続可能な都市をいいます。</p>
(最高規範性)	(説明)	(最高規範性)	(説明)
<p>第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範であり、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。</p> <p>2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り、育てることで、本条例は、門真市における最高規範として尊重されていくこととなります。したがって、本条例を最高規範として、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。</p> <p>また、総合計画等の計画においても、この</p>	<p>第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範であり、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。</p> <p>2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、門真市における最高規範として尊重されていくこととなります。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。		
(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)	(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)
<p>第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。</p> <p>(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。</p> <p>(2) 参加・参画 市民は、市政に関心を持ち、情報収集に努め、施策や事業の計画、実施、評価及び改善等に主体的に関わることを原則とします。</p> <p>(3) 対等 市民、議会及び市役所は、お互いの強みを生かし合い、弱みを補完し合って、対等の立場で門真市の課題を解決していきます。</p>	<p>情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、市民、議会、市役所が協働する基本的な条件です。なお、本条第2条第1号で定める市民と門真市情報公開条例第5条で定める開示請求権者等の表現は異なるものの、基本的には同一であると解釈することとします。</p> <p>ところで、議会や市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されています。この点で、市民とは役割が違います。しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。こうして、施策や事業の計画、実施、評価及び改善等の一連の政策過程全般にわたって、協働の手法等の開発、実行は不断に行われることとなるでしょう。</p>	<p>第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。</p> <p>(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。</p> <p>(2) 参加・参画 市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。</p> <p>(3) 対等・尊重 市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれぞれの役割を尊重し、特徴を活かし合いながら、課題に取り組むことを原則とします。</p>	<p>情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。</p> <p>ただし、議会や市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。</p> <p>しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
(総合計画)	(説明)	(総合計画)	(説明)
<p>第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重し、策定します。</p> <p>2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。</p> <p>3 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営への協力及び監視等に努めます。</p> <p>4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p>	<p>総合計画と自治基本条例との関係については、他の自治体でも議論になるところであります。門真市では、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例が定めるという位置づけを明確にするために、第6条を設けることとしました。したがって、将来総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。</p> <p>『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』では、「市民と市役所みんなで作った『新しい門真市総合計画（門真市第5次総合計画）』は、『自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる』という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢」であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。</p> <p>総合計画の基本構想は地方自治法第2条第4項の規定による議会承認を得ているものであり、結局のところ総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせないこととなります。ところが、2011年5月より、基本構想の議会承認義務化廃止の地方自治法改正が行われましたが、議会は、依然として門真市の将来の方向性を定める総合計画とは密接な関わりを持ち続けるであろうし、実施過程における予算承認等によっても、重要な総合計画進行の監視機能を有していく必</p>	<p>第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。</p> <p>2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。</p> <p>3 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営への協力及び監視等に努めます。</p> <p>4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p>	<p>総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。</p> <p>総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定による議会承認を得ているものであり、総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせません。</p> <p>『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』は、『自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる』という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢」であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。</p> <p>将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	要があります。したがって、議会も含めて、市民も市役所も総合計画等の計画を推進するための基本的な自治のルールを本条例で定めることとしました。		
第3章 市民・議会・市役所の役割		第3章 市民・議会・市役所の役割	
(市民の役割)	(説明)	(市民の役割)	(説明)
<p>第7条 市民は、個人の特性にもとづく能力の範囲内で、協働によるまちづくりの主役であることを認識し、自治の推進に努めます。また、市民は、モラル（道徳）の向上及び自助努力に努めます。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます。</p> <p>5 市民は、門真の歴史、文化遺産を学び、認識し、まちの誇りとして継承するよう努めます。</p> <p>6 満20歳未満の子ども（以下「子ども」と</p>	<p>市民は、それぞれ人間の特性や個性があり、得手不得手があります。したがって、自分で可能な範囲で自助努力しなければなりません。また、不当な差別から守られ、お互いに人権を尊重し合い、不足している点は相互に補い合い、支え合って、生きていかなければなりません。その支え合いは、まずは家族であり、それではできない場合に、次に自治会等のコミュニティの組織で対応します。協働によるまちづくりという点からいえば、市民はお互いを知り、学び合うことで、モラルの向上、ひいては、市民力、地域力を向上させていきます。こうした市民の力で取り組む姿勢を、本条では表現しています。なお、市民は、市役所や議会に自己の利益のみを考えた不当な要求をしてはならないことは、言うまでもありません。</p> <p>市民の力で解決できないときに、市民は議会や市役所に付託することになります。付託するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場に参加したり、計画策定の過程に参加することも保証されな</p>	<p>第7条 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>2 市民は、門真の歴史や文化を学び、まちの誇りとして継承するよう努めます。</p> <p>3 市民は、人や地域とのつながりの大切さを知り、積極的に関わりを持つことによって、市民力・地域力の向上に努めます。</p> <p>4 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守る環境整備に努めます。</p>	<p>人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力しなければなりません。不足している点は相互に補い合い、支え合う必要があります。その支え合いの原点は家族であり、それでは対応できない場合には、近隣の住民や自治会等の地域コミュニティで対応することとなります。</p> <p>そして、市民の力だけでは解決できないときに、議会や市役所に付託することになります。付託するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場への参加や、計画策定の過程への参加も保証されなければなりません。</p> <p>上記の内容は、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた「補完性の原理」といわれるものです。</p> <p>第2項は、一般的に、市民はまちの欠点が気になりがちで、マイナスのイメージを抱くことにより、まちの良いところを見落とすことがあるため、門真の歴史、文化を再認識することによって、門真への愛着心を醸成し、</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

平成23年9月6日 提出原案

いう)は、地域の実情について学び、それぞれの個人の特性に応じて社会の一員として健やかに育ち、学ぶ権利があると同時に、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。

7 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守るよう努めます。

8 子どもは、ありがたいの気持ち等人間関係のあり方を学び、実践し、人格形成に努めなければなりません。

ければなりません。この第3項の内容は、協働の基本的前提として認識されるべきです。そこで、門真市で初めて、「知る権利」、「参加・参画する権利」を定めました。これらの権利の意味は判例で明確にされたものではありません。したがって、市民、議会、市役所が実際の行動を通じて構築していかなければなりません。また、第4項では、一連の政策過程における協働関係が適切に保たれるためには、特に市役所が適法かつ公正に業務遂行ができるように、市民は市役所を支援する必要があることを規定しました。

以上のストーリーは、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた補完性の原理であり、門真市でもこの方向性を具体的に表現することとしました。

ところで、一般的に市民はまちの欠点が気になり、まちにマイナスのイメージを抱きがちです。まちの課題を認識することは大切ですが、一方ではまちの良いところを見落としがちです。そこで、門真の歴史、文化遺産の再認識と門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心を高めることを目的に第5項を設けました。

第6項以下でいう子どもとは、満20歳未満の青少年及び子どものことをいいます。近年、挨拶ができない、蛮行をはたらく等、子どもに対する批判が多くなってきました。

ただ、これには大人やコミュニティにも責任があり、大人やコミュニティが子どもとの関わり方を真剣に考え、行動することで、子どもはそれぞれの個性や特性の許す範囲で、まちづくりの主演として活躍するようになります。

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

協働によるまちづくりへの関心を高めたいという想いを込めています。

第3項では、人や地域とのつながりの大切さについて述べています。

少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。

お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心して安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。

第4項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきたいと思いますという願いを込めています。

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	<p>したがって、子どもにはそれぞれの年齢、個性、特性に相応しいまちづくりに参加・参画する権利を認める必要があり、第6項を設けました。</p> <p>この理念については、『子どもの権利条約』（1994年日本政府批准）でも謳われていますので、この条約を門真市が具体的に表現したことになります。</p> <p>ただし、本条に掲げる子どもの権利は、あくまで協働によるまちづくりを前提とした権利であり、民法上の効力とは別のものであることを確認しておきます。そこで、第8項では積極的に子どもも成長に応じて人格形成に努めることを義務として規定しました。もちろん、この前提として、地域社会（コミュニティ）や大人が、子どもを適切な方向に導く努力が必要となります。</p> <p>なお、人格形成とは、地域社会等で生きていくための必要な知識や人間関係のあり方を学び、地域社会等の一員として参加できる資質を身につけることと考えておきます。</p>		
(事業者の役割)	(説明)	(事業所の役割)	(説明)
<p>第8条 事業者は、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。</p> <p>2 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。</p>	<p>本条における事業者は、市民の一員として、公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担い、ひいては門真市の自治の発展に寄与することが期待されています。なお、とりわけ企業においては、暮らしやすい地域社会実現のために、地域経済の持続的な発展に貢献することも求められています。</p>	<p>第8条 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>	<p>事業所は、本条例において「市民」に含めていますが、法人としての公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担うことが期待されていますので、別に条を設けました。</p> <p>地域の持続的な発展に貢献することは、事業活動の発展にもつながるため、積極的な参加・参画が求められます。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
(議会の役割)	(説明)	(議会の役割)	(説明)
<p>第9条 議会は、会議の公開等開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、市民に対して議会報告を積極的に行う等、議会が保有する情報の発信に努めると共に、市民と意見交換する場を設ける等、市民が参加しやすくするよう議会運営に努めなければなりません。</p>	<p>日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には執行機関の監視、抑制機能以外に、とりわけ地方分権の進展とともに、政策形成機能が求められています。そこで、近年では議会の活性化のため、議会基本条例を制定して議会改革を行う議会も増えつつあります。議会活性化のためには、議会そのものの改革努力に期待するところが大きいのですが、まずは開かれた議会改革を行い市民を起点とした政策議論がおこなわれるように、議会への市民参加の促進について規定することとしました。会派や議員の市民への議会報告だけみても、かつての方が積極的であったと言われることがあります。そこで、議会や会派、議員が市民と積極的に意見交換する場を設ける等して、議会への市民参加の促進が期待されます。</p>	<p>第9条 議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、広く市民の声を聞き、これを政策形成及び議会運営に反映させるよう努めます。</p>	<p>日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には執行機関の監視、抑制機能以外に、政策形成機能が求められています。</p> <p>そこで、近年では議会基本条例を制定し、議会改革を行う議会も増えつつありますが、まずは開かれた議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。</p>
(議員の役割)	(説明)	(議員の役割)	(説明)
<p>第10条 議員は、門真市全体の発展のために、市民の意思を的確に反映させるため公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 議員は、その権限又は地位を利用することにより、市役所の公正な職務の執行を妨げてはいけません。</p>	<p>議員は特定の地区や一部の住民グループの代表ではなく、門真市全体の発展のために活動すべきことを改めて確認しました。なぜならば、特定の地区や一部の住民グループの代表として、その権限や地位を活用しているのではという疑念を市民が抱くことがあるからです。そのために、公正な行政活動に影響を及ぼすことはあってはいけないことであり、適正な議員活動を導くためにも、第2項を設けることとしました。</p>	<p>第10条 議員は、市民の代表者として市民の意思を適確に反映させるため、公正かつ誠実に職務を遂行し、執行機関を監視する機関の一員としてその役割を果たすとともに、市役所の公正な職務の執行の充実強化に努めます。</p>	<p>議員は特定の地区や一部の住民グループの代表ではなく、門真市全体の発展のために活動すべきことを改めて確認しました。なぜならば、特定の地区や一部の住民グループの代表として、その権限や地位を活用しているのではという疑念を受けるおそれがあることから、本条を設けることとしました。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
(市役所の役割)	(説明)	(市役所の役割)	(説明)
<p>第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。</p> <p>2 市役所は、市民の参加も視野に入れたわかりやすい広報誌・ホームページ等の充実によって、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。そのための広報手段として、多様な情報媒体の活用をしていきます。</p> <p>3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。</p>	<p>市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市役所は市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実は言うまでもなく、市民からの意見や提案を適切に反映することを保証するために、不断の参加や参画の手法開発を行うことが求められます。第1項では、このような市役所の役割を述べています。もちろん、公共性の判断なく、特定の市民の意見に迎合することは許されず、市民相互の学習の機会の提供も含めて、参加や参画の場を設ける必要があります。</p> <p>ところで、市役所の広報はこれまで広報誌、ホームページ、TV等の多様な広報媒体を通じて展開してきました。こうした努力にもかかわらず、必要な人に必要な情報が届かないという問題が発生しています。広報内容の制作に市民が参加し、わかりやすい広報づくりを行う等、市民が広報に気づき、関心を持てるような工夫も必要でしょうし、ツイッター、フェイスブック等の多様な情報媒体も積極的に活用する方向で検討すべきでしょう。</p> <p>市役所の行政活動が公平・公正さを保つことは大前提ですが、市民サービスの向上を図らなければなりません。そこで、例えば、市民の生活形態に適應して、市役所窓口の業務時間、市民委員会等の各種諮問委員会の開催日時の変更、さらには市民に分かりやすい手続き方法の改善等、市役所業務のスタイルを変えていくことも必要となります。</p> <p>また、市民と市役所は行政活動の結果だけではなく、とりわけ効果を評価する場合には、</p>	<p>第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。</p> <p>2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。</p> <p>3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。</p> <p>4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。</p>	<p>市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実、市民からの意見や提案を適切に反映することを保証する市民参加・参画の手法開発を行うことが求められます。</p> <p>第1項では、このような市役所の役割を述べています。</p> <p>第2項では、市役所の広報は広報誌、ホームページ等の多様な広報媒体を通じて展開してきましたが、こうした努力にもかかわらず、必要な人に必要な情報が届かないという問題が発生しています。わかりやすい広報づくりを行う等、市民が広報に関心を持てるような工夫も必要でしょうし、ツイッター、フェイスブック等の新たな情報媒体も積極的に活用する方向で検討していく必要性を述べています。</p> <p>第3項では、市役所は公平・公正さを保つとともに、市民サービスの向上を図らなければなりません。例えば、市民の生活形態に応じた市役所窓口の業務時間、市民委員会等の各種諮問委員会の開催日時、さらには市民に分かりやすい手続き方法等について、市民とともに行政評価を行いながら見直していくことが必要であることを述べています。</p> <p>第4項では、条例の理念を理解し、職務を遂行する職員を育成していく必要性を述べています。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	市民と協働で行うことで行政の活動がどのように市民生活に影響しているかが判断できることとなります。そのために、第3項では、市民と共に行政評価に努めることを規定しました。		
(職員の役割)	(説明)	(職員の役割)	(説明)
<p>第12条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。この場合において、不実又は虚偽の記載をしてはなりません。</p>	<p>門真市の職員は、門真市全体の公務員であって一部の市民のための公務員ではありません。また、公務員の仕事は公共の利益の増進に役立てる事が第一の使命です。市民の中には、不当な要求や要望を職員に押し付ける場合もあり、本条は、公務員の本来の使命の確認と一部の市民のエゴから公務員を守るために設けました。このことが守られることにより市民の市役所に対する信頼性は高まり、協働の基盤をより強固なものとしていきます。</p>	<p>第12条 職員は、この条例の基本理念を実現するため、自己研鑽に努めます。</p> <p>2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。この場合において、不実又は虚偽の記載をしてはなりません。</p>	<p>門真市の職員は、門真市全体の公務員であって一部の市民のための公務員ではありません。また、公務員の仕事は公共の利益の増進に役立てる事が第一の使命です。市民の中には、不当な要求や要望を職員に押し付ける場合もあり、本条は、公務員の本来の使命の確認と一部の市民のエゴから公務員を守るために設けました。このことが守られることにより市民の市役所に対する信頼性は高まり、協働の基盤をより強固なものとしていきます。</p>
第4章 広域行政		第4章 広域行政	
(広域行政の推進)	(説明)	(広域行政の推進)	(説明)
<p>第13条 市役所は、国、大阪府及び他の自治体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければなりません。</p>	<p>日本は平成の時代に入り、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。門真市では津波の心配は少ないものの、震災等による大災害の可能性は否定</p>	<p>第13条 市役所は、国、大阪府及び他の自治体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。</p>	<p>日本は平成の時代に入り、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。門真市では津波の心配は少ないものの、震災等による大災害の可能性は否定</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	できず、過去の大災害の教訓を活かした対応策の検討が必要であり、本条は特にこうした点から設けることとなりました。もちろん、その他の点においても、課題解決のためには、広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携の検討をするべきであります。		できず、過去の大災害の教訓を活かした対応策の検討が必要であり、本条は特にこうした点から設けることとなりました。 もちろん、その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携の検討をするべきです。
第5章 協働の基盤形成		第5章 協働の基盤形成	
(協働の基盤・推進)	(説明)	(協働の基盤・推進)	(説明)
<p>第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。</p>	<p>『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改訂があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。</p> <p>第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。</p> <p>第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善へと向かいません。そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。</p>	<p>第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。</p>	<p>『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改定があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。</p> <p>したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。</p> <p>第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。</p> <p>議会や市役所は、市民と相互理解が深まるよう、市民に現状を正確に説明するような環境形成が必要です。</p> <p>第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善へと向かいません。そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	<p>本条の実現のためには、市民、議員、職員の相互に具体的な役割の内容を理解し、相互に本来の役割が発揮できるように改善していくためには、公式であれ、非公式であれ、本音で語り合う場が幾重にも設けられることが期待される。また、議会や市役所は市民が適切な判断ができ、課題を的確に認識するためには、市民に現状を正確に説明するようになければなりません。</p>		<p>必要であることを述べています。 なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。</p>
第6章 地域自治の推進		第6章 地域自治の推進	
(地域自治の推進)	(説明)	(地域自治の推進)	(説明)
<p>第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>近年、自治会加入率の低下や近隣住民相互のコミュニケーションの疎遠化等が問題になっています。だからといって、地域自治（コミュニティ）に課題が無いわけではなく、少子高齢化や安心・安全に関する課題は山積しているため、地域自治（コミュニティ）の役割は重要です。そこで、本条では、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）活性化に向けて取り組むことを期待しています。</p>	<p>第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>少子高齢化や核家族化による社会環境の変化に伴い、地域自治（コミュニティ）に期待される役割は増大しています。 そこで、本条では、地域と人とのつながりを見直し、支え合い、力を合わせるため、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）の拡充に向けて取り組むことを期待しています。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

平成23年9月6日 提出原案

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

(地域会議の推進)	(説明)	(地域会議の推進)	(説明)
<p>第16条 市域全体の地域自治の取り組み方針を検討し、連絡調整や進行管理の役割を果たすために、地域全体会議を設置します。</p> <p>2 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体で構成され、地域の課題解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下地域会議という）を設置することができます。</p> <p>3 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。</p>	<p>第15条では地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）活性化に向けた取り組みの大切さを唱えました。そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）が抱える課題を解決し、活性化させていくために、地域自治（コミュニティ）のあり方を全市的に検討し、連絡調整や進行管理の役割を果たすために、市民によって構成される地域全体会議を設置することを規定しました。</p> <p>また第2項では、一定の地域を範囲とした地域の課題を整理し、課題解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原則に、地域によっては中学校区の範囲も考えられます。地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります。しかしながら、自治会によっては、加入率の低下や役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見られます。また、自治会が地域の基礎的団体であることは大前提ですが、自治会の単位だけでは課題解決が困難な場合もあり、より広範な単位を前提に、自治会、各種団体、ボランティア団体、NPO等が連携・協働することにより大きなパワーを発揮できる組織形成の必要性が高まっています。課題解決の内</p>	<p>第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体で構成され、地域の課題解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「地域会議」という。）を設置することができます。</p> <p>2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。</p> <p>3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。</p>	<p>前条で、地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）拡充に向けた取り組みへの期待を述べました。</p> <p>そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）を拡充させていくために、一定の地域を範囲とした地域の課題を整理し、課題解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議の設置について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原則に、地域によっては中学校区の範囲も考えられます。</p> <p>地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります。しかしながら、自治会によっては、加入率の低下や役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見られます。そのため、自治会の単位だけでは課題解決が困難な場合もあり、より広範な単位で、自治会、各種団体、ボランティア団体、NPO等が連携・協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織形成の必要性が高まっています。課題解決の内容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p>

門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 平成23年9月6日 提出原案		門真市条例制定検討委員会 検討条例案 平成24年1月13日 事務局作成	
	<p>容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p> <p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していかねばならないのです。</p>		<p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。</p> <p>したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。</p>
第7章 地域自治の推進		第7章 地域自治の推進	
(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)	(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)
<p>第17条 この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会を設置します。同委員会は市長や議会に意見書を提出することができます。</p> <p>2 議会及び市役所は、この条例の改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません。</p> <p>3 門真市自治基本条例推進委員会の組織及び運営等については、別に定めます。</p>	<p>本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会はそのために設置されるものです。同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等の市民による構成であることが求められます。したがって、組織及び運営については慎重な審議と判断が求められますので、別に定めるのが適切であると判断しました。</p>	<p>第17条 この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会を設置します。</p> <p>2 議会及び市役所は、この条例の改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません。</p> <p>3 門真市自治基本条例推進委員会の組織及び運営等については、別に定めます。</p>	<p>本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、検証・評価する必要があります。</p> <p>本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等による構成であることが求められます。</p>

第6回

門真市自治基本条例

制定検討委員会

会議資料

団体ヒアリング意見集

平成24年1月13日(金) 午後2時
教育委員会 3階 第1会議室

総合政策部 公民協働課

団体ヒアリング 意見集

連番	ご質問 並びに ご意見	関連する条項
1	市役所の他部署では、この条例の内容を知っている職員がいない。市役所は縦割りが多すぎる。職員研修は行っているのか。	条例全体
2	本会合中で議論しても、内容が読み込めていないので、一旦持ちかえてから考えたい。	条例全体
3	既に議会を通して思うのだが。	条例全体
4	団体での議論はいつ終わればいいのか。	条例全体
5	今、意見と言われてもわからないので、よく読ませてもらう。	条例全体
6	さらに仕事を押し付けられるのではないかと感じてしまう。協働の名のもとに押し付けられている感じがする。	条例全体
7	体育協会の理事会(次々会2月)に参加してもらうことは可能。協力させてもらうので、また連絡がほしい。	条例全体
8	自治基本条例が制定されることにより、「今までと何が違うのか」「変えようとしているのか」が見えてこない。また、現状の条例では何が足りないのか。	条例全体
9	門真の問題点を把握しているのか。市民検討委員会で何を議論しているのか。	条例全体
10	具体的にどうしていくのかが見えない。条例を作る際にきっかけ、理由、原因があるはずだが、そこを聴きたい。	条例全体
11	個々の議論の詳細を知りたい。	条例全体
12	市民が作り、一緒になってやっていく条例だと思うが、選挙以外にも行政に関わっていける仕組みを作ってほしい。また、各校区に行政としてどういうアドバイスをするのか。	条例全体
13	12月議会で提出するのか。	条例全体
14	市民、議会、行政の三者がどれだけ努力したか、怠ったか、そういう具体的なことがないと今後どういう風にしていくのかが見えない。いきさつ、流れを示してくれないと市民は納得できない。	条例全体
15	条例案の次はToDoリストを作る必要がある。また議会、市役所はPDCAサイクルのCとAがない。	条例全体

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
16	どのようなメンバーで条例を作成したのか。意見の偏りはないのか。	条例全体
17	条例原案は、一般市民はどのように入手するのか。また、PTAと直接関係する部分はどこか。	条例全体
18	自治基本条例は全国統一なのか。	条例全体
19	この条例ができることにより、新たにできるものは何か。	条例全体
20	理念条例は必要だと思うが、拘束力がないため、興味がない人をどう巻き込むか、実質の効力をどう高めていくかが問題だと思う。	条例全体
21	活躍の場を増やすという意味では、男女共同参画と同じ趣旨になると思うが、本条例の目的は理解した。協働は必要なことだと思うが、条文は簡単にしてほしい。	条例全体
22	若い人を巻き込んでいくことが重要だと思う。	条例全体
23	自治についての条例ということだが、門真には他の条例もあるのか？	条例全体
24	原案の変更はできるのか？また、変更をする組織はどこか？組織があるのであれば、門真市民は誰でも参加できるのか？	条例全体
25	近隣他市では自治基本条例はあるのか。	条例全体
26	他市では条例が機能しているのか。	条例全体
27	市民・議会・市役所の自治の三角形(パンフレット参照)は、条例ができる前から成立しているはずだが、それに重ねて条例を制定する理由が見えない。	条例全体
28	自治基本条例がないところはどのようにしているのか。切迫しているから門真にもこの条例が必要だという理由がわからない。	条例全体
29	ホームページがわかりにくい、市民検討委員の公募も知らなかった。一般市民の意見は入っているのか。	条例全体
30	条例には罰則はないのか。	条例全体
31	門真が特殊な町であるという現状をもっと全面的に出した方がいい。	条例全体

連 番	ご 質 問 並びに ご 意 見	関連する条項
32	条例はいつ出来るのか。	条例全体
33	一般市民向けの言葉づかいにしてほしい。	条例全体
34	書いてあることは間違っていないが、この条例を守れないような人をどうしていくか。モラルのない人にこそ見て、聴いてほしい。どのように徹底するか。	条例全体
35	パンフレットはわかりやすい。図案を年齢層別に分けて配布したら、少しずつ関心が高まっていくと思う。女性にも浸透させていければいいと思う。	条例全体
36	条例は良くできているが、これで満足しないでほしい。不足しているものもあると思う。	条例全体
37	具体的には何をするのか。	条例全体
38	いきなり来て事後承諾みたいな形で来られても困る。我々はボランティアで職員は給与をもらっている。一緒にできるわけがない。自治基本条例のような基本的な方針を定めるものはいいと思うが、自治会に対する感謝の気持ちがなく、上から目線である。	条例全体
39	条例ではこれからのあるべき姿を示すだけにすべきである。	条例全体
40	具体的なものを考えないと、何も始まらない。	条例全体
41	市民検討委員会は自治会法を知っていて、策定しているのか。調べてから検討するべき。	条例全体
42	この条例では、市の思惑とは逆の方向に進んでしまう。自治会活動の足かせになる。	条例全体
43	決めごとには怖いところがある。よい運用をしていただきたい。	条例全体
44	この条例はいつ出来るのか？	条例全体
45	意見はいつまでに出せばいいのか？	条例全体
46	時間をかけないとわからない	条例全体
47	自治会にとって何がプラスになるのか。	条例全体

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
48	団体に加入しないといけないような条例にしてはどうか。以前は広報かどまを配布することを前提に、自治会に加入してもらっていた地域もある。	条例全体
49	子どもたちの遊ぶところがない。結果、遊んではいけないところで遊んでしまっている現状がある。条例に書かれているものは素晴らしいが、現実離れしている。	条例全体
50	条例全体に温かみがない。きれい事ばかり書かれている。	条例全体
51	この1年間、市民検討委員会で税金を使って、この結果になったことを反省してほしい。	条例全体
52	このヒアリングの結果を、条例案に反映させなければ、税金の無駄である。	条例全体
53	自治会加入者と未加入者の温度差が広がっている。自治会に参加してはじめてまちづくりに参加できるような表現を入れてほしい。	条例全体
54	冊子に協力してほしいとあるが、どんなことを協力したらいいのか。	条例全体
55	協働というのは何年も前から言ってきたが、早いのは校区ごとの自治会の人为主になって、校区の住民の意見や要望を聞き入れ、そこからどういう風にしていくかということである。	条例全体
56	条例で何を变えたいのか。協働をしたいということか。	条例全体
57	他市の条例の関連性はどうなっているのか。公民協働のために、これだけの条例をつくらないといけないのか。	条例全体
58	イラストで説明する等、わかりやすくしてほしい。	条例全体
59	市民検討委員会は、どのようなメンバーか。	条例全体
60	事務局が、市民検討委員会のイニシアチブをとらないといけないと思うが、どのように委員会を進めたのか。	条例全体
61	条例制定の動機は、団体の不満を解消するためなのか。	条例全体
62	ホームページ等で意見が提出できるシステムがあればいいとおもう。	条例全体
63	条例の目指すところは何か。	条例全体

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
64	協働の中身は人であると考えている。現在は市から団体への一方通行であると思う。これのバランスをとるのは、行政職員にかかっている。	条例全体
65	他団体にも説明を行っているのか。	条例全体
66	社会福祉協議会のはすねプランでは、小学校区単位でのパブリックコメントを行っていた。この条例でも小学校区単位での呼びかけを行ってはどうか。	条例全体
67	市民検討委員会のメンバーは。	条例全体
68	みんなで協働しようという条例なのに、議会で多数決の議決をとるのは無理があると思う。	条例全体
69	意見はいつまでに出せばいいのか。	条例全体
70	市民・議会・市役所の3味一体とあるが、議員・その他職員の給料は妥当なのか。市役所の横の連携がなく、生活保護率も高い。行政はそこを努力しないといけない。市長に伝えてほしい。条例自体を制定することは悪いことではないが、まず行政が努力してから市民に訴えるべき。	条例全体
71	要綱ではなく、条例で定めるということは、それだけ市の思いが強いということだと思うが、条例として制定すると、協働の名のもとに地域への押し付けになるのでは。	条例全体
72	門真市が主体になって動いていくのに、都合のいいように書かれていると感じる。地域には色々な人がおり、価値観も違うので難しいと思う。	条例全体
73	(みんなに)説明するのが難しい。	条例全体
74	他市でも同じようなことをやっているのか。	条例全体
75	同じような名称か。	条例全体
76	門真市のHPIには掲載されていないのか。	条例全体
77	いつまでに完成予定か。	条例全体
78	各市で自治基本条例のような取り組みは進んでいるのか。	条例全体
79	市民検討委員会は何人か。	条例全体

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
80	月1回～2回の市民検討委員会で、条例の理念が決められるものなのか。市民が参画してどのくらい効果があるのか。自治の基本的な考え方・理念の問題だから、市役所が主体となって、市民の意見は参考として聴くくらいでいいと思う。市の思い・ポリシーが固まっているべき。条例は市民が見てもわかりやすい書き方で、シンプルでいいと思う。一般市民は読まないと思う。	条例全体
81	条例は読みやすくシンプルにしてほしい。	条例全体
82	自治基本条例は、府からの指令により実施するものか。	条例全体
83	1条あたり1項ならいいが、何項もある部分もある。	条例全体
84	他の団体等には説明に行っているのか。	条例全体
85	条例制定は4月か。	条例全体
86	条例に関する意見はいつごろまでに出せばいいのか。	条例全体
87	来年の3月は無理なのではないか。団体の意見を吸い上げた上で、きちんとした組織の中に団体の位置づけがあれば良いと思う。	条例全体 第16条
88	条例として定めると、いくら表現が柔らかくても、地域会議を作ったからには、しっかり進めていかなくてはいけないと思う。	条例全体 第16条
89	市民憲章は古くなっており、現代にマッチしていない。条例も短いスパンで進めていかないといけないと思う。	前文 第17条
90	NPOと地縁団体の乖離が大きくなっているが、NPOと地縁関係は上手く結びつくのか。そこをまとめあげていくのが、公民協働課と地域活動課だが、コミュニケーションの取り方等は、課としてどう考えているか。	その他
91	協働の「働」という字を「働」という字にした意味は。	その他
92	これから、地域活動課との兼ね合いはどうなるのか？窓口を2つに分けるのか？今でも市と自治会は協働をしている。	その他
93	今の地域活動課で不満はないが、補助金の使途基準等を簡素化してほしい。例えば、校区まつりでは5割補助で、補助金申請の際には満額分の領収書が必要である。また、会場設営等で参加している人には弁当代等も出ない。	その他
94	もっと地域を見に来てほしい。	その他
95	職員は給与をもらっているが、我々はボランティアである。協働の意味が違ってきていると思う。	その他

連 番	ご 質 問 並びに ご 意 見	関連する条項
96	環境衛生部門はよくやっているが、地域の清掃をした際に、大きな廃棄物は処理してくれない。	その他
97	意見を聴く場を具体的に設けるのか。例えば各種団体が集まって協議する場を設けるのか。	その他
98	職員が団体の会合に参加し、意見を聴いてくれる機会はあるが、それが議会にまで上程されたことはない。例えば市には野外活動センターがないが、予算化されていない。	その他
99	団体と市の架け橋として、職員が来てくれるという認識でいいのか。	その他
100	市には他に企みがあるのではとってしまう。自治に関しては自治会が中心になると思う。我々は目的に沿って活動しているので地域自治に関与しにくい団体であると思う。ボランティアであるし、補助金もなくなっていく中で、モチベーションが下がってしまっている。青少年活動センターのプラザ移転に関しても、利用者に意見を聴くべきであったと思う。みんなが正面で意見を言えるような環境をつくっていただかないと。	その他
101	条例制定検討委員会での検討結果、団体への返事もいただきたい。	その他
102	団体側が市に対して要求を言っているのかわからない。また、どこに言えばいいのかわからない。	その他
103	活動の拠点となる場がない。	その他
104	住宅地・商業地等、地域を層別に分類すると、施策が見えてくると思う。	その他
105	企業と市民がつながる方法も考えないといけない。	その他
106	市役所の横のつながりはできるのか。	その他
107	選挙の投票率も、市政への関心度を測ることができると思う。	その他
108	現状は転出も多く、良い医療機関も少ない。まちに魅力がないのだと思う。	その他
109	市民はメリットの部分を追求めるだろうが、そうではなく、メリットは自分達で作るんだという部分まで理解をもっていくためにも、最初のコーディネート、きっかけ作りは行政の方できっちりやらしてもらえればありがたい。	その他
110	協働は都合のいい言葉である。仕事ばかり押し付けられる。	その他
111	地方分権というなら、国から金をとってきてほしい。	その他

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
112	役所の横の連携のなさで、地域の足を引っ張っている。	その他
113	地域が自然発生的に行うイベント等こそ、意味のあるものである。	その他
114	虐待家庭のことなどは、まず市が対応すべき。対応しきれなくなって初めて地域に依頼するべきである。	その他
115	図書館が立ち上げてくれたボランティアサークルにも関わらず、自由に活動できる場がない。	その他
116	立ち上げた後が大切である。図書館は人員も少ない。人材を市民だけに求めるのではなく、ある程度は行政の人材もきっちり配置する必要がある。	その他
117	図書館所属のボランティアサークルであるので、図書館の館長さんと会議を持つことが必要である。活動している中で、担当の行政の人が変わったりして最初の軸がだんだんずれていく。	その他
118	他市で同じようなことをやっているところを参考にしているのか。視察をしっかりとってほしい。	その他
119	高齢者が地域とつながっていけるようにすることが重要と考えている。つながる場が必要だと思う。個人でできることは限られている。	その他
120	校区を大事にしてほしい。団体活動においても、校区間の温度差がある。団体は横の関係であるから、内部で意見が分かれたときは、明確な基準があればいいと思う。	その他
121	以前は地域の方が善意でしていたことも、有償ボランティアで実施されていることが多い。	その他
122	行政のお金の使い方に疑問がある。	その他
123	門真の空き地は立ち入り禁止になっている。フェンスだけあれば、子どもたちの遊べる場所になると思う。	その他
124	最初の出だしは大切なので、市民に理解してもらわないと取りかかれない。	その他
125	市民検討委員会にはどういう団体が入っているのか。	その他
126	委員は条例を提出して終了か。	その他
127	各自治会に説明を行っただけか？	その他

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
128	まとめた意見はいつまで出せばいいのか。	その他
129	公募市民だけでなく、団体から参画して検討できる組織をつくってほしい。	その他
130	スポーツ関係の活動場所が少なく、現状での不満は多い。	その他
131	団体運営は難しく、ボランティアである。市のノウハウも吸収したい。運営面の課題解消がされるような体制をつくってほしい。	その他
132	既存団体は、新しい人が入っていけないところが多い。人材育成をどのように次世代に引き継ぎ、市役所はどのように関わっていくのか。	その他
133	活動をしようと思っても、市役所の幹部が納得しないことが多い。市役所内でも協働を認識していただき、地ならしをしないとイケない。	その他
134	市の幹部がすぐに人事異動になる。	その他
135	自治会に加入していないが、他団体に加入している人もいる。ワンルームマンションの周りは自転車放置等、環境が悪いことが多い。協働は悪いことではないが、市民の質がよくないことが多い。	その他
136	市役所は、課が多い。自治会への回覧依頼等も課ごとからばらばらであり、まとまりがない。まとめてほしい。	その他
137	他市から門真に来られた方で、大阪の人は温かく、住みやすいとおっしゃっている方もいる。職員は色々なところに走り回らないといけないと思う。	その他
138	なぜ、このような取り組みを始めたのか。	その他
139	今までこのような条例はなかったのか。	その他
140	現在の他府県の取り組みは。	その他
141	門真では去年からの取り組みか。	その他
142	役所の横の連携をしっかりとしてほしい。	その他
143	市は条例を作ると、それに則って動くため融通が利かなくなる。もっと、柔軟性があるといいと思う。個人のメリットではなく、地域のメリットを考えてほしい。	その他

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
144	何か解決するには、担当課に直接言った方が早い。自治会や地域の活動を潰したのは市役所である。	その他
145	市は自治会を必要としているのか。	その他
146	自治会が一番最低のボランティアである。	その他
147	条例を作るのもいいが、道路の舗装等、環境整備を先にやるべきである。	その他
148	地域住民が、価値観や情報を共有できる仕組みが重要である。	その他
149	今は地域のつながりがいい。長く住んでいる方でも地域のつながりがいい方がいる。地理的・歴史的な問題もある。	その他
150	今は行政のバックアップ体制があいまいで、不十分なところがある。	その他
151	田舎では、NPO等でボランティアをしようとする人がいない。人を集めるのが難しい。	その他
152	公民協働課は自治基本条例以外には何をしているのか。	その他
153	団体はどれくらいの数があるのか。	その他
154	漠然と、このままではいけないという気持ちはあるが、どうしたらいいかわからない。若い人は出て行ってしまい、高齢者が単独で暮らしている現状がある。	その他
155	市職員や教員のOBが地域に出てこない。	その他
156	人事異動を上手くシフトさせて、引継ができるようにしないといけない。	その他
157	協働とはどのようなものか。	その他
158	協働に関する説明が条文には書かれているのか。	第5条
159	総計との整合性は。	第6条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
160	条例全体が上から目線に終始しているように感じる。価値観の押しつけ的な表現に若干違和感を覚える。例えば、7条8項「人間関係のあり方」、8条2項「認識」、10条2項「執行を妨げてはなりません」、12条2項「不実虚偽の記載を」	第7項8項 第8条2項 第10条2項
161	7条【市民の役割】で他は努力義務なのに対して、8項の子どもだけが義務となっている。統一すべきである。また、主語が子どもになっているのがおかしい。(大人もできていない。)	第7条
162	門真の今後を考えるならば、市民の規範をもう少し厳しく法制化し、議会の意思確認後、市民の検証を経て再度議会を通過するような仕組みがあればいいと思う。	第7条
163	第7条第8項の表現は、子どもが実現できるものではない。子どもへ責任を委ねているだけである。教育者の責務とするべきである。	第7条
164	子どもに関する条文以前に、子どもに対する家庭や学校の関わりを考えるべきである。地域に委ねるのではなく、極論だが、非行した子どもの家庭に責任を持たせるような表現がいい。	第7条
165	第3章は市民への丸投げが多すぎる。やり直していただきたい。	第7条～ 第12条
166	NPO団体やNPO協議会は今後どんな役割を担うのか、期待されていることは何か、もう少しわかりやすい説明や解説が必要ではないか。	第8条
167	事業者、企業について、参加する権利があるという文章で終わっているが、協働に関わる行政の考え方はどうなのか？	第8条
168	第8条に「～参加・参画する権利がある」という部分の権利という表現は、あまり他の条文には見られないように思うが、事業者にそういう言葉を使っている意味合いは。	第8条
169	市の総合的な開発が進んでいくときに、事業者の権利が大きすぎると、営利目的のみの企業にのみこまれる危惧があるという懸念があった。	第8条
170	11条の「市役所は～」というのは、市の歴史資料館と理解していいのか？	第11条
171	団体との協働をいうなら、市役所は横のつながりを強化するべきである。もう少し細部を詰めてほしい。	第11条
172	職員の責任逃れが多く、市役所は横のつながりが不十分である。もう少し柔軟に考えてほしい。	第11条 第12条
173	条例を作る前に市職員の意識を変えるべきである。職員は市民に対して、もっと親切的な対応で、きめの細かいサービスしてもらわないと困る。	第12条
174	12条【職員の役割】に「市民に対して親切的に」というような文言が必要では。	第12条
175	職員の役割の記述に積極性が見えない。例えば他自治体の事例を研究し、施策を推進していくというような姿勢が見えない。	第12条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
176	門真まつりや文化祭は、協働の舞台であったと思うが、それを廃止・縮小しておいてもう一度条例で協働と謳っているのはちぐはぐしているような気がする。	第14条
177	15条の解説に「自治会加入率の低下～」とある。自治会に加入していない人は、地域会議に参加できるのか。	第15条 第16条
178	自治連合会と地域会議の位置付けはどのようなものになるのか？	第16条
179	現在の団体の動きと、地域会議の動きは別になるのか？	第16条
180	自治会等の活動を一旦バラバラにして、新しい組織をつくるということか？	第16条
181	既存団体の活動と別ということになると、人手等を含めてかなりしんどくなると思う。	第16条
182	既存団体の活動に問題があるから、地域会議をつくるのか？	第16条
183	新しい組織をつくるより、自治会の指導をしっかりとってはどうか。条例を制定する背景が理解できない。	第16条
184	PTAが地域会議に参加しない場合、どうなるのか。	第16条
185	地域会議の定員を市が割り振ってしまうと、負担が大きくなると思う。	第16条
186	青少年指導員は、教育委員会委嘱のため、有償である。有償の人と同じテーブルにつくのはあまり納得いかない。	第16条
187	地域会議で、違う団体が同じテーブルについても、話が合わないことが多い。	第16条
188	PTAや青少年育成協議会等、いつも同じ人ばかりがやっているのに、新たに組織を作ってどうするのか。	第16条
189	(地域会議が出来ることによって) どういう問題が解決できるのか、どういうメリットがあるのかを具体的にしてほしい。	第16条
190	A地区とB地区が相反することをやりたいと言った場合はどちらも支援するのか。	第16条
191	既存のコミュニティ会議等との関わりはどうなっているのか？	第16条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
192	地域にはそれぞれの特色があり、その辺りを活かしていかないと、みんなが繋がりにくい。また、活かすことがなかなか難しいということになると思う。	第16条
193	地域全体会議には、偏った意見の人が集まると思う。そのような組織に地域のことを決められるのは納得がいかない。	第16条
194	個別案件について、案件の目標達成に向けて複数団体が協働することは今もある。しかし、そもそも団体によって本来の活動目的が違うため、団体同士で意見がまとまらない場合があると思う。	第16条
195	どこのコミュニティにも入っていない人はどうなるのか。	第16条
196	団体はどこの地域会議に参加したらいいのか。	第16条
197	地域全体会議、地域会議、自治連合会が重なってくるのか。	第16条
198	今も福祉等の目的で、小学校単位での協議体(団体の集合体)は存在する。活動分野の範囲は大きくなると思うが、これと同じような組織ができるのか。	第16条
199	地域全体会議で、意見等を取りまとめたりすることを市役所はしてくれるのか。校区から要望を言うときも、市に言えばいいのか全体会議に言えばいいのかわからなくなる時が出てくると思う。	第16条
200	校区の問題と、市域全体の問題は違うことが多々ある。その中で地域全体会議に意見を持っていっても上手くいかどうかには疑問がある。	第16条
201	地域会議を実施する際には、職員も来てくれるのか。	第16条
202	会議のメンバーの人は？	第16条
203	団体や地域が主体性を持つことになるであろうが、仕組みを作るにあたって、行政は最初のきっかけ作りとなる具体的な取り組みは何か考えているのか？	第16条
204	具体的なイメージ、あるべき姿を具体化してもらった方が参画しやすい。まずは、門真市として目指すべきものと、現状はこうなのでこうしていくべきだというものの両方を示す必要がある。	第16条
205	必要としていない市民にどう振り向いてもらうのか？会議等を設置する前にきっかけ作りが必要であり、もう少し細かい支援や手助けがいるような気がする。	第16条
206	自治会の高齢化や、各地域の温度差等問題はありますが、実際に活動ができる、思いの強い人を中心メンバーにおいて、地域や自治会等を活性化できるような組織にしないといけない。	第16条
207	支援の方法は人材、物、財政面全てとなるのか？	第16条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
208	行政の人も組織に入ることが理想的である。行政を外してそれ以外でやると違う方向に行く可能性もあるので、抑え役として行政が入っていくことが必要である。最初の出だしは	第16条
209	企業は門真市全体で仕事をしている感覚であるが、地域会議の中に所属しているメンバーだけが全体会議のメンバーになるのか？それとも、地域会議には参加しておらず全体会議だけのメンバーもいるのか？	第16条
210	一番上に全体会議があり、各校区に地域会議があるというイメージか？	第16条
211	今までの既存団体(NPO協議会等)はそのまま生き続けるのか？	第16条
212	NPO協議会は地域会議に入るのか？	第16条
213	NPO協議会、エコネットワーク、様々なボランティア団体等、どういう形で校区に関わっていただけるのかイメージしにくい。	第16条
214	企業や団体のメンバーが各校区にいない場合、情報を得ることが出来ない団体が出てくる可能性があるが、どう解決するのか？	第16条
215	取り組むのは各地域ごとであっても、全体会議のような大きな枠組みがないと、お互いの連携、情報共有ができないと思うので、そこだけしっかりやってほしい。	第16条
216	市全域に関わる企業などは、校区には入りにくい。1校区ではなく、全体会議と連携が取れたら理想的である。	第16条
217	できるだけ早い時期にスタートしていただいて、まず、全体会議が開ける状況が望ましいと思う。その中で、地域会議の詳細について決めていかないと、なかなかスタートできない。また、組織作りも大切だが、並行して公民協働の実践的な部分も見せていただきたい。	第16条
218	役所は横のつながりが無い、団体同士もつながりが少ない。地域全体会議の位置付けは何なのか。	第16条
219	地域全体会議ができれば、自治会は動けなくなる。これは地域に根ざした活動をしたことのない者の考え方である。	第16条
220	健康保険の未納等、義務を果たさない人とは一緒にできない。	第16条
221	良いことをしようと思えばお金が要る。	第16条
222	校区に一定額を補助して、後は校区に任せてもいいぐらいである。	第16条
223	地域ごとにも温度差がある。温度の違うところと一緒にやっていくことはできない。	第16条

連 番	ご 質 問 並びに ご 意 見	関連する条項
224	既存団体(絵本ことの葉会)はどのように地域会議に入るのか？	第16条
225	絵本ことの葉会は図書館として地域会議に入るのか？それとも図書館所属のボランティア団体として入るのか？	第16条
226	地域会議の中で、自分達の要求を言うことができるのか？	第16条
227	16条の解説の中に具体的に団体について書いているが、細かいところで苦労している団体はたくさんある。そういうことを地域会議で解決できるという方向で持って行っていただかないと困る。時間と労力を使うのだから、成果がほしい。環境面をもう少し改善してほしい。	第16条
228	絵本ことの葉会は、自立した団体というより図書館の下で動いている団体だと思って活動しているが、いきなり地域会議に集まるより、準備段階として、部屋や活動出来る場、職員との連絡等環境改善をして、土台作りをじっくりやってからでないと、いきなり地域会議に参加しても、その間に飛躍があるように感じる。	第16条
229	絵本ことの葉会はどのような立場で参加するのか？図書館として入るのか、他のNPOと同じように図書館とは別に単体として入るのか？	第16条
230	問題点を校区の中の議会のようなところで話し合っ、市(公民協働課)と相談するという形なのか？地域会議にまず提案しないといけないのか。	第16条
231	団体の構成員はそれぞれ別の校区に住んでいるが、どこの校区に参加するのか？	第16条
232	今は図書館を通して、連絡等が来ているが、各校区に窓口がたくさんあると日程調整が大変になる。団体の活動のスケジュールを管理してくれる人がいないと動けなくなる。	第16条
233	P14の解説に「地域の自治の根底は自治会が主流であり、自治会の期待は高いものがあります。」とあるが、各地域で会議となったら、どこの地域でも自治会が強い。新しい組織を作るのであれば、自治会も含め、全ての団体が対等であるということを文で残すか最初に説明してほしい。古い考え方が残っているところもあり、地域会議というものをどれだけの会長が理解してくれるのかと思う。自治会をメインに書いているような行政のやり方では道は開けない。全ての団体が対等であり、それを広めていくのが行政の役割である。	第16条
234	地域会議の中でどういう役割を担うのかわからない。絵本ことの葉会は完全に自立した団体ではないので、イメージがわからない。地域会議の中身をもう少し具体的に示してほしい。見ただけでわかるような冊子を作ってはどうか。	第16条
235	団体等を立ち上げたいと思っている人は他にもいると思うが広報を見たらNPO法人等ばかりでなかなかできない。そういう窓口が今までなかったので、取っ掛かりとしては良い。期待は大きい具体的なでないのかわからない。	第16条
236	地域会議は、市民全体が関わってくるのか？	第16条
237	会議への参加が難しい。	第16条
238	支援学校と校区は、関係性がない。	第16条
239	校区単位では、人数が少ないので参加しにくい。	第16条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
240	会議中、子どもを見てくれていたら、参加できるのだが。	第16条
241	自治会に力があるので、校区で運営すると今までと変わらないのではないか。	第16条
242	意見ができる(参加できる)仕組みにしてほしい。	第16条
243	元気な方しか会議に参加できない。	第16条
244	既に校区格差があるのに、なぜ次のステップに進むのかわからない。	第16条
245	青少年育成協議会が校区にはあり、イベントを行っているが、地域会議はイベントに限らず議論をする場という理解でいいか。	第16条
246	団体が地域会議を設立しようと手を挙げたとき、市はどのような形で支援してくれるのか。	第16条
247	団体から人が離れていく傾向にある。そのような人を引き込むようなものが必要である。	第16条
248	会議する場もない等、課題がまだまだ多い。青育協がすでに小学校区単位で集まってやっているが、それが全体的に広がっていくイメージしかない。	第16条
249	委員は全体会議に入っているのか。	第16条
250	四宮校区に属しているが校区には入っておらず、市の方から何かを直接受けるというようなことが今までなく、周りから情報を聞いて必要なことを直接市の方に問い合わせるという状態なので、なかなかやりとりのパイプがない。お互いの意識がないと続かないと思う。	第16条
251	各種団体の指導管理についてはどう考えているのか。	第16条
252	地域会議は、いつから始まり、我々はどのように関わればよいか。	第16条
253	地域会議を進めていくのは、難しいと思う。自治会等も、役員不足等の機能低下が見られる。地域会議にはどういう人が集まるのか。声の大きい人が勝つような図式になってしまい、門真全域が均一化されるおそれがあると感じる。	第16条
254	地域会議と自治会は別組織か。	第16条
255	我々の団体の理念として「新たなコミュニティづくり」ということも掲げられている。そのため、第16条については理解できる。	第16条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
256	我々は、門真市全体の横のつながりでできた目的別団体であり、地域会議とはなじみにくいのではないか。	第16条
257	現在、自治会費の収納率は6～7割である。この状態で地域会議を進めるのは難しいと思うし、自治会加入を促すPRを考えてほしい。	第16条
258	地域会議と地域全体会議の関係は。また、青少年育成協議会等、校区で活動するネットワークは他にも10～15ぐらいある。それら校区ネットワークと地域会議の位置付けは。	第16条
259	自治会により地域特性が違う。校区で集まってもうまくいくのか。	第16条
260	具体論として、どうしていくのか。門真は地域の混合性が高い。	第16条
261	北校区は、校区が合併するので、自治会をまとめることだけで大変である。そこに地域会議と言われても、5年10年の長期的で見てもらう必要がある。	第16条
262	市民憲章を具体的にしたものがこの条例なのか。新たな内容が盛り込まれているのか。まちをよくするのであれば、罰則があってもよいのではないか。	第16条
263	地域会議については、市から音頭をとってもらわないとできない。	第16条
264	地域会議には、全団体が参加することがいいと思うが、参加しない団体もあり、難しいと思う。	第16条
265	校区単位とすると、校区で区切られていない団体等との兼ね合いも問題になると思う。	第16条
266	自治会があるのに、なぜ新たな組織を作るのか。自治会はどうなるのか。	第16条
267	各種団体を一同に集めた会議を行うのか。	第16条
268	(地域会議は)今までの組織を変えて、新たに作る組織なのか。	第16条
269	地域会議が出来ることで何が変わるのか。	第16条
270	地域会議も現状を理解してもらった上で検討してもらわないといけない。	第16条
271	地域会議は目玉としても戦略目標ではないのか。他の条文は考え方だけである。条例の具体的な機能ではないのか。	第16条

連 番	ご 質 問 並 び に ご 意 見	関連する条項
272	地域会議の草案を出してもらわないといけない。今は会が多すぎる。もう少しシンプルにできないのか。いろんな会を束ねるのは難しいのではないかな。	第16条
273	自治会の存在意義も知らない住民もいる。慣例的なものとして考えられていることが多い。その住民に協働をお願いしないといけないのだから、わかりやすく市として地域会議をしたいという戦略目標を打ち出していはじめて、具体的な議論に入れると思う。	第16条
274	自治会への加入が強制できないのは分かるが、現在広報はシルバーが配布し、ゴミの収集も環境センターが行っている。自治会の存在価値を理解してもらうのは難しい。市と差別化されるような要素があればいいが、今はそうではない。あくまで自主的な団体という位置付けである。自主的であるということだけでは市民が集まるのも難しい。メリットを見いだせるような仕組みをつくることが重要である。	第16条
275	地権者や、働く人も市民に含まれると思うが、その人たちはどのように地域会議に入ってもらえるのか。	第16条
276	校区での自治会長会議も、ひとつの地域会議である。問題はこれからどうやって市が明確にサポートしていくかである。	第16条
277	地域会議を立ち上げるとして、校区内の自治会と積極的な他団体を集めてやるのなら賛同である。それが一番まとまるのではないかな。今は団体を横串でつなげるものがない。	第16条
278	今はボランティアでやっているが、それにも限界がある。これからは地域が地域のことを考える時代が来ると思うが、そこでは市役所がリーダーシップをとる必要がある。現在の仕組みを再検討することが大事だし、そこで地域会議をするとなったときには校区単位で自治会が中心となって、案を提案してもらえないかな。	第16条
279	地域会議を運営していくには、どの部署が担当になるのか。	第16条
280	これから地域会議を推進していくためには、市役所も地域に入ってこないといけない。	第16条
281	校区での活動をしようと思ったら、どうしても金がかかる。ついてくるものは必要である。	第16条
282	地域会議をするかしないかの意思表示はどのようにするのか。	第16条
283	地域会議の予算のことは考えているのか。また、地域と市の関わりはどのように考えているのか。	第16条
284	地域全体会議の単位は何か。	第16条
285	地域会議と自治会の関連はどうなるのか。	第16条
286	地域会議について、議論参加の対象となるのはどのような方か。	第16条
287	個人への呼びかけは難しい。	第16条
288	地域会議は門真独自のものか。	第16条

連番	ご質問並びにご意見	関連する条項
289	既存の自治組織ではいけないのか。	第16条